平成２３年（フ）第２５０号
東京都板橋区赤塚新町３丁目12番17号
破産者　有限会社日本プリント
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８３号
東京都文京区音羽１丁目21番９―801号
破産者　株式会社オービット
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４７５３号
静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字東河原555番地
破産者　株式会社コシラ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９００３号
東京都町田市三輪緑山１丁目14―８
破産者　加藤　秀雄
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５２５号
東京都豊島区駒込２丁目15―13―203
破産者　若杉　　明
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２８号
静岡県浜松市東区下石田町267番地の１
破産者　有限会社ハヤシ鉄工所
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
静岡県湖西市南台２丁目10番14号
破産者　有限会社ＡＮＡＮ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
静岡県浜松市西区神ケ谷町6196番地の３
破産者　株式会社筒井電気工業所
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
名古屋市緑区細口１丁目112番地
破産者　株式会社吉田組
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
三重県伊勢市曽祢２丁目３番10号
破産者　中村　行宏
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
京都府京丹後市網野町浅茂川1789番地の32
破産者　有限会社高田工務店
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４号
広島県安芸郡府中町本町５丁目１番23号
破産者　有限会社建築工房ケイ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６号
徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越24番地の５
破産者　工藤建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２１３８号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目48番10―201号
破産者　株式会社ケアのあおいとり
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３４号
神奈川県茅ヶ崎市今宿396番地306号
破産者　有限会社ヤマキ機構
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２号
石川県能美市粟生町イ３番地
破産者　浅井織物株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３４９号
長野市青木島町綱島428番地４
破産者　新興電設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７７号
京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町52番地
イヌイ四条ビル８Ｆ
破産者　株式会社学習院
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１０１４号
愛媛県松山市柳原181番地５
破産者　有限会社西井鮮魚
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４６号
宮城県岩沼市中央４丁目５番253号
破産者　宮嶋　　敏
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
福島県白河市豊地川外29番地
破産者　岩谷ひとみ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係